八	法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の十二の二十第一項第二号、第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同等である場合に限る。）
九	第十二条の十二の二十第四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）
十	第十二条の十二の二十一第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸入の届出に係るものに限る。）
十一	第十二条の十二の二十第五項に規定する権限
十二	法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の十二の二十五第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同等である場合に限る。）
十三	第十二条の十二の二十五第四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）
十四	第十二条の十二の二十六第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸出の届出に係るものに限る。）
十五	第十二条の十二の二十五第五項及び第六項に規定する権限
十六～十八	（略）

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部改正）

第二条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（権限の委任） **第十二条**　法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第八号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。 一　（略） 二　法第十二条（第十六条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限 三～五　（略） 六　令第十条から第十二条までに規定する権限 七　施行規則第二十六条に規定する権限 八　施行規則第二十八条第二項に規定する権限 **附　則** （施行期日） 1　この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。	（権限の委任） **第十二条**　法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第五号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。 一　（略） 二　法第十二条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する権限 三～五　（略） （新設） （新設） （新設） **附　則** （施行期日） 1　この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。